

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として創設されたものであり、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけるものである(注)。

今般、平成 21 年 10 月末現在の届出状況を集計し、公表するものである。

(注) 本制度は、平成 19 年 10 月 1 日から施行されている。なお、平成 19 年 10 月 1 日時点で現に雇い入れている外国人労働者については、経過措置として平成 20 年 10 月 1 日までに届け出るようになっていた。

II 届出状況の概要

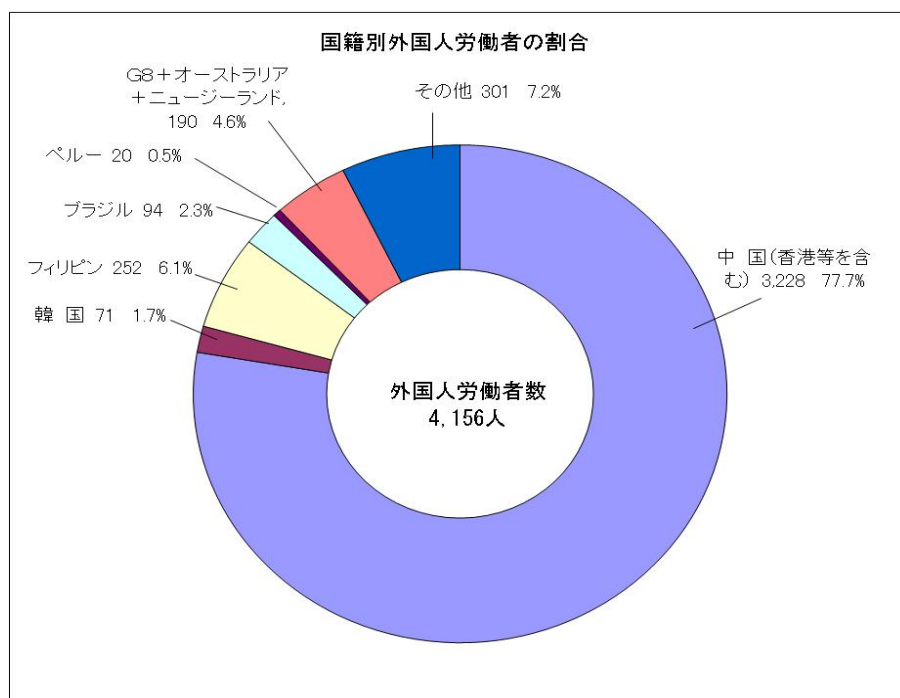
1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

(1) 平成 21 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 868 か所であり、外国人労働者数は 4,156 人であった。（別表 2）

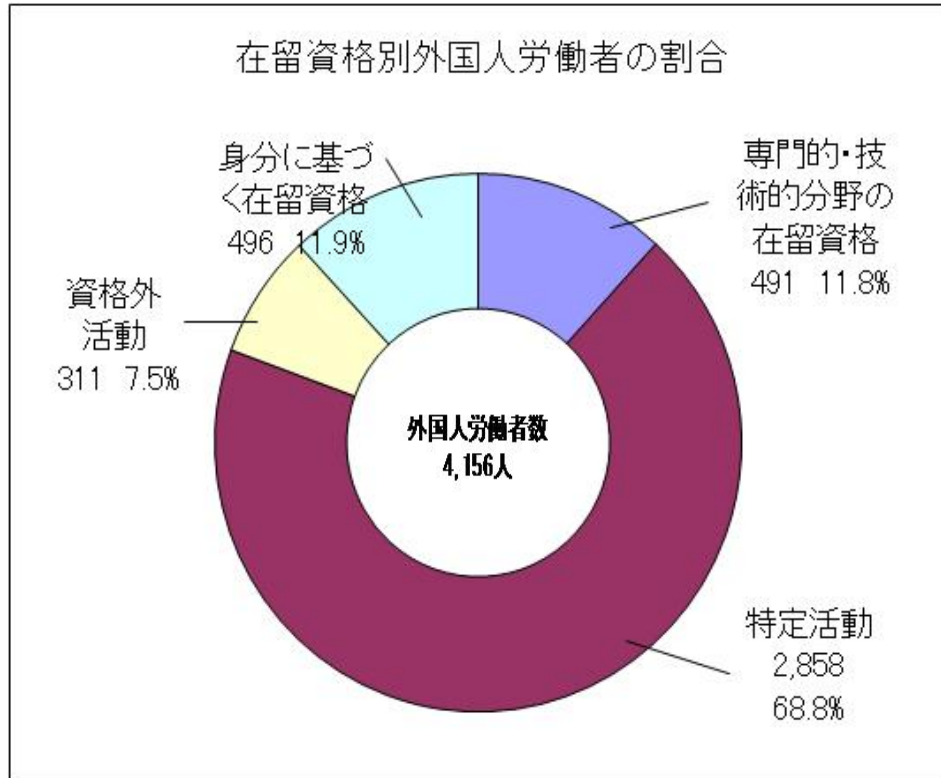
(2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 136 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 622 人であり、それぞれ事業所全体の 15.7%、外国人労働者全体の 15.0%を占めている。（別表 2）

2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者数全体の 77.7%を占め、次いで、フィリピンが 6.1%となっている。（別表 1）



(2) 在留資格別にみると、技能実習生等の「特定活動」が外国人労働者全体の68.8%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格」(※1)が11.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」(※2)が11.8%となっている。(別表1)



(※1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(※2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

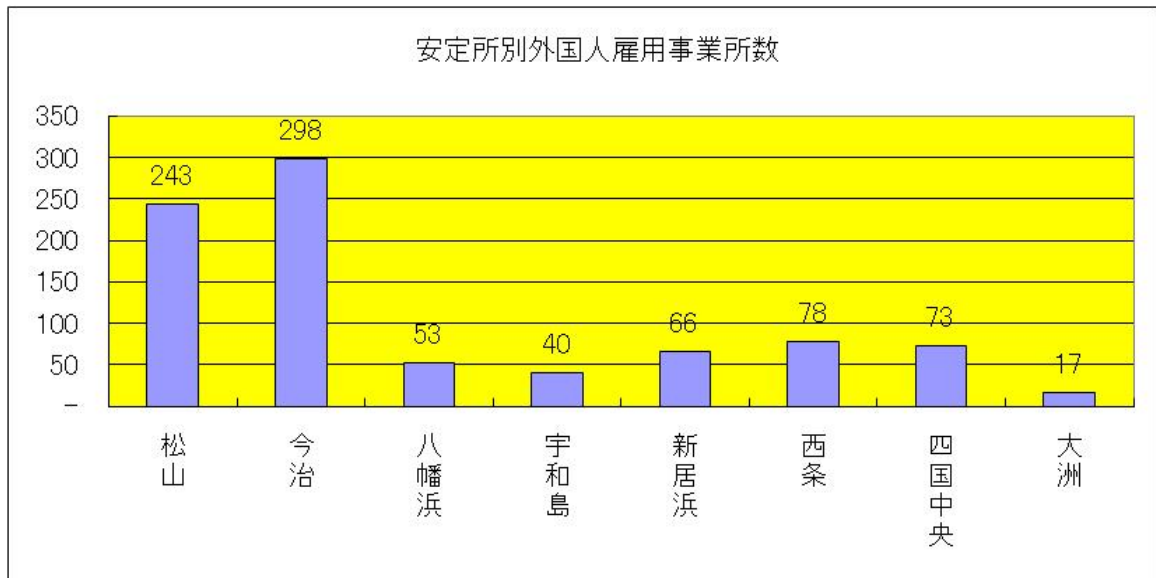
(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国については、「特定活動」が81.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」が7.1%、「資格外活動(うち留学・就学)」が5.9%となっている。

フィリピンについては、「特定活動」が42.9%、「身分に基づく在留資格」が39.7%、「専門的・技術的分野の在留資格」が16.3%となっている。

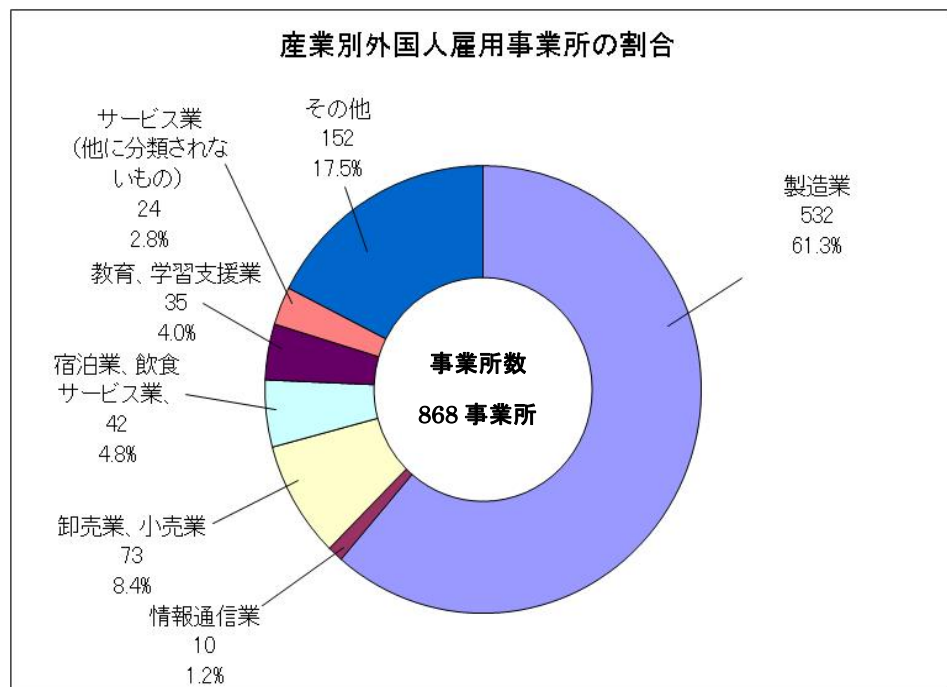
ブラジルについては、「身分に基づく在留資格」が97.9%を占め、具体的には「定住者」が37.2%、「永住者」が33.0%となっている。(別表1)

3 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

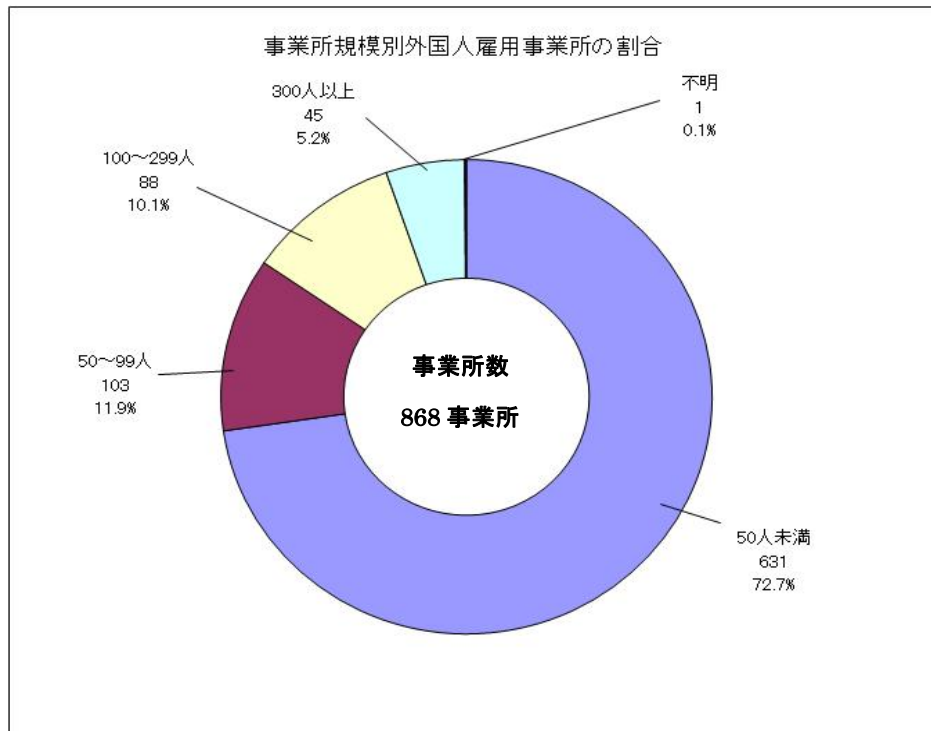
(1) 安定所別にみると、今治が34.3%を占め、次いで松山28.0%、西条9.0%、四国中央8.4%、新居浜7.6%となっている。(別表2)



(2) 産業別にみると、「製造業」が61.3%を占め、次いで「卸売業、小売業」が8.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が4.8%となっている。(別表3)

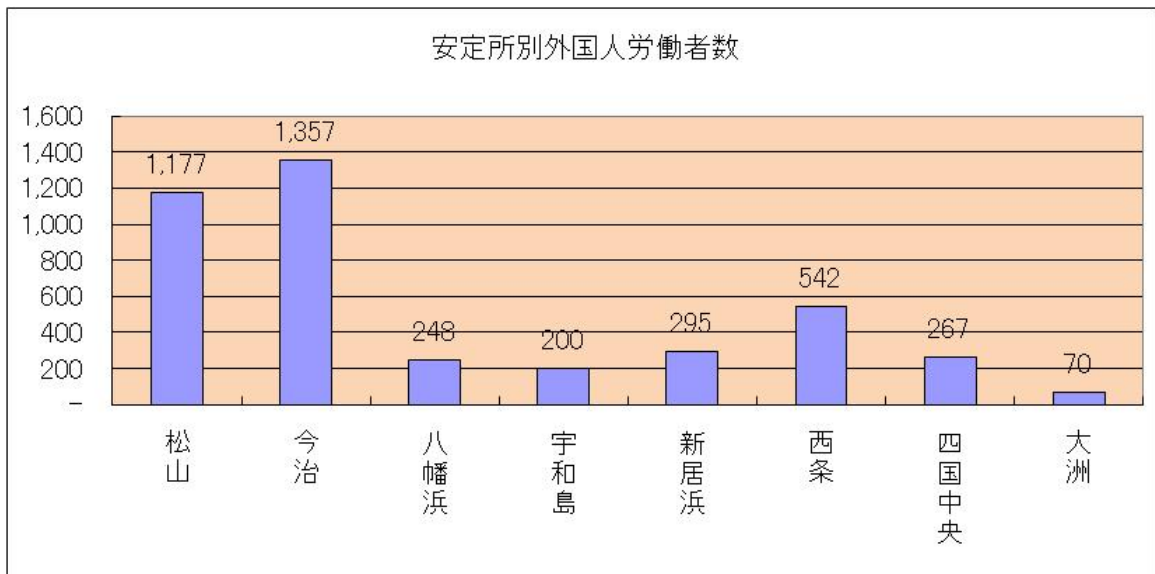


(3) 事業所規模別にみると、「50人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の72.7%を占める。(別表6)



4 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

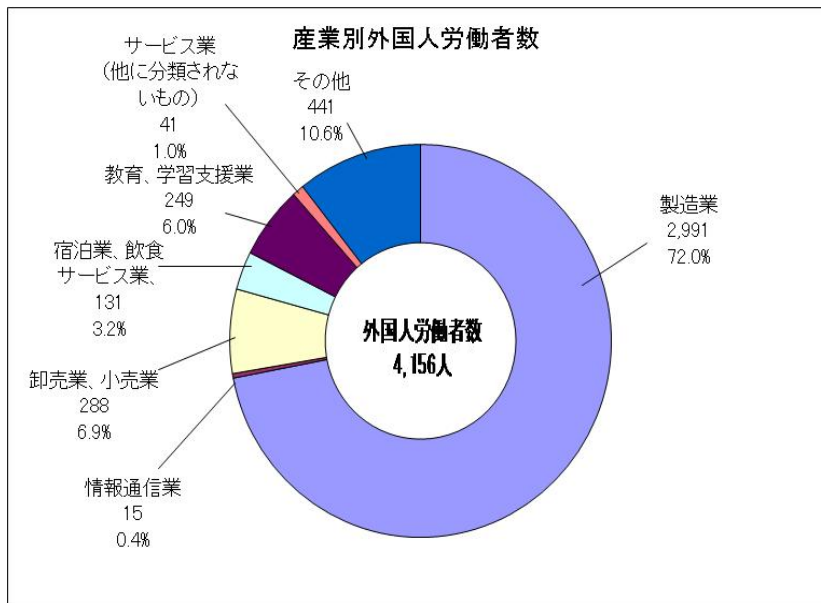
(1) 安定所別にみると、今治が32.7%を占め、次いで松山28.3%となっており、この2地域で全体の6割を超える。(別表2)



(2) 産業別にみると、「製造業」が 72.0%を占め、次いで「卸売業、小売業」が 6.9%、「教育、学習支援業」が 6.0%となっている。

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の 17.9%にあたる 536 人、「サービス業(他に分類されないもの)」(※3)では、同 26.8%(11 人)と割合が高くなっている。

「製造業」の中でも、「輸送用機械器具製造業」が 42.7%(384 人)と割合が高くなっている。(別表 3)



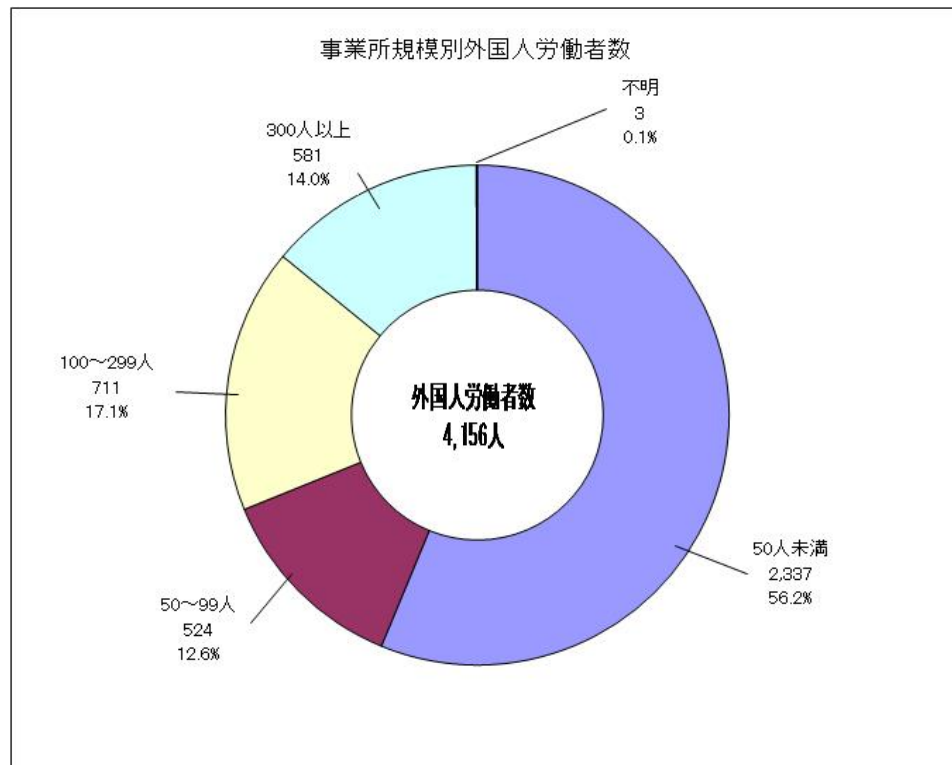
(※3) 「サービス業(他に分類されないもの)」には、建設設計業、デザイン業、法律事務所、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

また、在留資格別・産業別にみると、「特定活動」については、「製造業」が 87.0%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が 54.4%、「教育、学習支援業」が 13.5%となっている。「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が 38.3%、「教育、学習支援業」が 19.1%となっている。(別表 4)

さらに、国籍別・産業別にみると、ブラジル、ペルー、中国、フィリピン、については、「製造業」がそれぞれ 90.4%、80.0%、78.8%、67.9%と最も高い割合を占めるが、G 8 等(※4)、韓国については、「教育、学習支援業」がそれぞれ 50.0%、31.0%と最も高い割合を占めている。(別表 5)

(※4) G 8 等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

(3) 事業所規模別にみると、「50人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働 56.2%を占める。(別表6)



外国人雇用状況の届出状況表一覧（平成21年10月末現在）

（別表1）国籍別・在留資格別外国人労働者数

（別表2）安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

（別表3）産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

（別表4）在留資格別・産業別外国人労働者数

（別表5）国籍別・産業別外国人労働者数

（別表6）事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

(別表1) 国籍別・在留資格別外国人労働者数

愛媛労働局

単位：人

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格			②特定活動	③資格外活動		④身分に基づく在留資格				
		計	うち技術	うち人文知識・国際業務		留学・就学	その他	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者
全国籍計	4,156	491 (11.8%)	119 (2.9%)	156 (3.8%)	2,858 (68.8%)	265 (6.4%)	46 (1.1%)	496 (11.9%)	229 (5.5%)	170 (4.1%)	5 (0.1%)	92 (2.2%)
中国 (香港等を含む)	3,228 【77.7%】	229 (7.1%)	60 (1.9%)	119 (3.7%)	2,638 (81.7%)	192 (5.9%)	31 (1.0%)	138 (4.3%)	69 (2.1%)	62 (1.9%)	1 (0.0%)	6 (0.2%)
韓国	71 【1.7%】	37 (52.1%)	6 (8.5%)	9 (12.7%)	0 (0.0%)	10 (14.1%)	1 (1.4%)	23 (32.4%)	15 (21.1%)	8 (11.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
フィリピン	252 【6.1%】	41 (16.3%)	29 (11.5%)	8 (3.2%)	108 (42.9%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	100 (39.7%)	36 (14.3%)	30 (11.9%)	3 (1.2%)	31 (12.3%)
ブラジル	94 【2.3%】	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	92 (97.9%)	31 (33.0%)	26 (27.7%)	0 (0.0%)	35 (37.2%)
ペルー	20 【0.5%】	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	11 (55.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)
G8+オーストラリア +ニュージーランド	190 【4.6%】	129 (67.9%)	0 (0.0%)	19 (10.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	58 (30.5%)	43 (22.6%)	15 (7.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	111 【2.7%】	85 (76.6%)	0 (0.0%)	11 (9.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.8%)	24 (21.6%)	20 (18.0%)	4 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちイギリス	13 【0.3%】	7 (53.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (46.2%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	301 【7.2%】	55 (18.3%)	24 (8.0%)	1 (0.3%)	109 (36.2%)	61 (20.3%)	11 (3.7%)	65 (21.6%)	24 (8.0%)	28 (9.3%)	0 (0.0%)	13 (4.3%)

注1：【 】内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、技能実習生、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

(別表2) 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

愛媛労働局

単位：所、人、%

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
		うち派遣・請負事業所[比率]			うち派遣・請負労働者[比率]	
労働局計	868	136 [15.7]	100.0	4,156	622 [15.0]	100.0
松山	243	15 [6.2]	28.0	1,177	73 [6.2]	28.3
今治	298	89 [29.9]	34.3	1,357	447 [32.9]	32.7
八幡浜	53	0 [0.0]	6.1	248	0 [0.0]	6.0
宇和島	40	3 [7.5]	4.6	200	9 [4.5]	4.8
新居浜	66	16 [24.2]	7.6	295	35 [11.9]	7.1
西条	78	7 [9.0]	9.0	542	47 [8.7]	13.0
四国中央	73	4 [5.5]	8.4	267	4 [1.5]	6.4
大洲	17	2 [11.8]	2.0	70	7 [10.0]	1.7

注1：「うち派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該安定所の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該安定所の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全国計）に対する、各安定所の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各安定所の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(別表3) 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

愛媛労働局

単位：所、人、%

	事業所数		構成比	外国人労働者数		構成比
	うち派遣・請負事業所 [比率]			うち派遣・請負労働者 [比率]		
全産業計	868	136 [15.7]	100.0	4,156	622 [15.0]	100.0
A 農業、林業	35	1 [2.9]	4.0	94	2 [2.1]	2.3
B 漁業	1	0 [0.0]	0.1	5	0 [0.0]	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4	0 [0.0]	0.5	12	0 [0.0]	0.3
D 建設業	26	5 [19.2]	3.0	90	18 [20.0]	2.2
E 製造業	532	103 [19.4]	61.3	2,991	536 [17.9]	72.0
うち 食料品製造業	57	5 [8.8]	6.6	399	54 [13.5]	9.6
うち 繊維工業	172	8 [4.7]	19.8	922	34 [3.7]	22.2
うち 金属製品製造業	36	6 [16.7]	4.1	141	20 [14.2]	3.4
うち 生産用機械器具製造業	28	3 [10.7]	3.2	86	6 [7.0]	2.1
うち 電気機械器具製造業	15	4 [26.7]	1.7	136	10 [7.4]	3.3
うち 輸送用機械器具製造業	157	69 [43.9]	18.1	899	384 [42.7]	21.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 —	0.0	0	0 —	0.0
G 情報通信業	10	1 [10.0]	1.2	15	1 [6.7]	0.4
H 運輸業、郵便業	18	2 [11.1]	2.1	62	3 [4.8]	1.5
I 卸売業、小売業	73	9 [12.3]	8.4	288	31 [10.8]	6.9
J 金融業、保険業	3	0 [0.0]	0.3	4	0 [0.0]	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	3	0 [0.0]	0.3	5	0 [0.0]	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	7	0 [0.0]	0.8	25	0 [0.0]	0.6
M 宿泊業、飲食サービス業	42	4 [9.5]	4.8	131	9 [6.9]	3.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	9	0 [0.0]	1.0	17	0 [0.0]	0.4
O 教育、学習支援業	35	6 [17.1]	4.0	249	11 [4.4]	6.0
P 医療、福祉	14	0 [0.0]	1.6	19	0 [0.0]	0.5
うち 医療業	7	0 [0.0]	0.8	11	0 [0.0]	0.3
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	7	0 [0.0]	0.8	8	0 [0.0]	0.2
Q 複合サービス事業	9	0 [0.0]	1.0	17	0 [0.0]	0.4
R サービス業（他に分類されないもの）	24	5 [20.8]	2.8	41	11 [26.8]	1.0
うち 職業紹介・労働者派遣業	0	0 —	0.0	0	0 —	0.0
うち その他の事業サービス業	8	4 [50.0]	0.9	14	6 [42.9]	0.3
S 公務（他に分類されるものを除く）	23	0 [0.0]	2.6	91	0 [0.0]	2.2
T 分類不能の産業	0	0 —	0.0	0	0 —	0.0

注1：本表は、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(別表4) 在留資格別・産業別外国人労働者数

愛媛労働局 単位： 人、%

	全産業計	うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うちサービス業 (他に分類されないもの)	
		人数	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数
総数	4,156	2,991	72.0	15	0.4	288	6.9	131	3.2	249	6.0	41	1.0
①専門的・技術的分野の 在留資格	491	188	38.3	7	1.4	27	5.5	22	4.5	94	19.1	7	1.4
うち技術	119	104	87.4	5	4.2	2	1.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
うち人文知識・国際業務	156	58	37.2	0	0.0	23	14.7	4	2.6	21	13.5	7	4.5
②特定活動	2,858	2,486	87.0	1	0.0	129	4.5	4	0.1	1	0.0	16	0.6
③活資格 動外													
留学・就学	265	29	10.9	1	0.4	78	29.4	64	24.2	82	30.9	0	0.0
その他	46	18	39.1	0	0.0	10	21.7	9	19.6	5	10.9	1	2.2
④身分に基づく在留資格	496	270	54.4	6	1.2	44	8.9	32	6.5	67	13.5	17	3.4
うち永住者	229	87	38.0	2	0.9	26	11.4	13	5.7	52	22.7	8	3.5
うち日本人の配偶者等	170	101	59.4	3	1.8	14	8.2	16	9.4	15	8.8	7	4.1
うち永住者の配偶者等	5	3	60.0	0	0.0	1	20.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0
うち定住者	92	79	85.9	1	1.1	3	3.3	2	2.2	0	0.0	2	2.2

注1：産業分類は、平成19年11月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

(別表5) 国籍別・産業別外国人労働者数

愛媛労働局

単位：人、%

	全産業計	うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うちサービス業（他に分類されないもの）	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総数	4,156	2,991	72.0	15	0.4	288	6.9	131	3.2	249	6.0	41	1.0
中国 （香港等を含む）	3,228	2,543	78.8	11	0.3	230	7.1	88	2.7	70	2.2	27	0.8
韓国	71	20	28.2	1	1.4	8	11.3	2	2.8	22	31.0	0	0.0
フィリピン	252	171	67.9	2	0.8	12	4.8	11	4.4	3	1.2	8	3.2
ブラジル	94	85	90.4	0	0.0	1	1.1	2	2.1	0	0.0	1	1.1
ペルー	20	16	80.0	0	0.0	2	10.0	1	5.0	0	0.0	1	5.0
G8+オーストラリア +ニュージーランド	190	3	1.6	0	0.0	1	0.5	3	1.6	95	50.0	1	0.5
うちアメリカ	111	1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	48	43.2	1	0.9
うちイギリス	13	1	7.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	46.2	0	0.0
その他	301	153	50.8	1	0.3	34	11.3	24	8.0	59	19.6	3	1.0

注1：産業分類は、平成19年11月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

(別表6) 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

愛媛労働局

単位： 所、人、%

	事業所数	うち派遣・請負事業所 [比率]	構成比	外国人労働者数	うち派遣・請負事業所 [比率]	構成比	一事業所あたりの 外国人労働者数	
							うち派遣・請負労働者	
全事業所規模計	868	136 [15.7]	100.0	4,156	622 [15.0]	100.0	4.8	4.6
事業所労働者数	50人未満	109 [17.3]	72.7	2,337	409 [17.5]	56.2	3.7	3.8
	50～99人	12 [11.7]	11.9	524	53 [10.1]	12.6	5.1	4.4
	100～299人	11 [12.5]	10.1	711	132 [18.6]	17.1	8.1	12.0
	300～499人	1 [5.9]	2.0	154	6 [3.9]	3.7	9.1	6.0
	500～999人	2 [14.3]	1.6	185	21 [11.4]	4.5	13.2	10.5
	1,000人以上	1 [7.1]	1.6	242	1 [0.4]	5.8	17.3	1.0
	不明	0 [0.0]	0.1	3	0 [0.0]	0.1	3.0	—

注1：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「うち派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。